

全日本視覚障害者ボウリング協会 強化指定選手制度

全日本視覚障害者ボウリング協会

1 目的

IBSA世界選手権大会等において、日本選手団が最高のパフォーマンスを発揮することを目指し、各選手の競技力向上、次世代を担う選手の育成、選手・役員間の信頼関係の構築等を通じて、世界に通用する競技力を持った選手団づくりを目的とする。

2 対象選手

対象選手は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 全日本視覚障害者ボウリング協会の会員であること。
- (2) IBSAが定める、クラス分けにおいて大会参加資格を有すること。
- (3) ボウリング競技をおこなう上で、心身ともに健康上の問題がないこと。
- (4) 当該年度より遡り、2年以内に1回以上、全日本視覚障害者ボウリング選手権大会に参加していること。
- (5) 国際大会に参加する意思があり、参加するための様々な努力を厭わないこと。

3 指定期間

強化指定の期間は、当該年度期間内（4月1日～3月31日）とする。

4 選手数および選手決定手順

強化指定の選手数および選手の決定は次による。

- (1) 強化指定選手数は、強化方針、予算など諸条件を勘案し強化委員会で毎年度決定する。
- (2) 強化指定選手は対象選手の中から、強化担当が推薦し、強化方針、予算など諸条件を勘案し強化委員会で毎年度決定する。
- (3) 強化指定選手の決定にあたっては、選手に意思確認を行う。
- (4) 強化指定選手の決定にあたっては、練習状況や健康状態などがわかる資料等の提出を求める場合がある。

5 強化指定の取り消しおよび停止

次の事項が生じた場合、強化委員会で強化指定の取り消し・休止を決定することができる。

- (1) 心身の健康に関わる問題、ドーピング防止活動に関わる問題、クラス変更等が生じた場合。
- (2) 強化指定選手遵守事項に従わない場合。

6 強化指定選手遵守事項

強化指定選手は次の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合は書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 指定された強化合宿への参加
- (2) 指定された国内及び国際大会への参加
- (3) 指定された協会主催等行事への参加協力
- (4) 協会が求める報告書の提出（日常的な練習の状況、強化合宿および大会の参加報告、使用薬物調査等）
- (5) 健康、クラス分けなど医学的状況に変化・変化の徴候があった場合の報告
- (6) ドーピング防止に関する諸規定
- (7) 一般社会人としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえた自覚と責任ある行動

7 費用負担

強化合宿や大会にかかる参加費用は原則個人負担とする。但し、協会への寄付や助成がある場合は軽減されることがある。

8 その他

- (1) 強化委員会は全日本視覚障害者ボウリング協会内の強化担当で構成する委員会とする。
- (2) 強化指定選手については、原則1年毎に見直し、強化委員会で決定する。

9 付則

2013年3月21日制定